

2024 年度 保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 光賢
所 在 地	大阪市東淀川区東淡路4丁目12番26号
電 話 番 号	06-6321-0771
代表者氏名	理事長 行友 伸二

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名 称	淡路保育園
施設の所在地	大阪市東淀川区東淡路4丁目12番26号
連絡先	電話番号 06-6321-0771 F A X 06-6321-0772
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 12人 1歳児 12人 2歳児 18人 3歳児 20人 4歳児 24人 5歳児 24人
利 用 定 員	0歳児 11人 1歳児 12人 2歳児 12人 3歳児 15人 4歳児 15人 5歳児 15人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日
事業所番号	2710051005413

3 施設の目的・運営方針

淡路保育園(以下「当園」という。))は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。))の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	672.26㎡
園 舎	鉄骨3階建て
構 造	延べ面積
園 庭	1307.57㎡
	屋上園庭95.81㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	4室(5室)	0・1歳児1室 2歳児1室 3歳児1室 4・5歳児1室(2室) 合計4室(5室)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
子育て支援室	1室	
医療療養室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、「よくあそぶ子」「よくがんばる子」「よくかええる子」を3本の柱とした保育を提供します。
- 生命尊重保育
日本仏教保育協会加盟
- 送迎
保護者による送迎

6 職員の職種・員数及び職務の内容(栄養士については別掲) 4月1日

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士		17	13	4	※産休・育休職員を含む
調理員		3	3		※栄養士含む
看護師		1	1		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪市条例第49号。以下「条例」という。))」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯(6:45~19:15)
主任保育士	正規の勤務時間帯(6:45~19:15)
保育士	正規の勤務時間帯(6:45~19:15)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。 ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始及び祝祭日、災害・気象状況等により職員確保困難が予想される日は休園となります。
また、保護者が出勤できない土曜日、お盆及び年度末は、家庭保育協力日とします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- 保育標準時間認定に係る保育時間
保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)
- 保育短時間認定に係る保育時間
保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。
開園時間 :7:00~19:00 保育短時間 :8:00~16:00 保育標準時間:7:00~18:00
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時まで又は16時から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

- 食事の提供方法
自園調理
- 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後食	備考
0歳児	9時10分頃	11時00分頃	15時00分頃	
1歳児	9時10分頃	11時00分頃	15時00分頃	
2歳児	9時40分頃	11時15分頃	15時00分頃	
3歳児		11時30分頃	15時00分頃	
4歳児		11時30分頃	15時00分頃	
5歳児		11時30分頃	15時00分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- アレルギー対応状況
除去食に対応
食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	岡部内科クリニック
院長名又は医師名	岡部 登志夫
所在地	大阪市東淀川区東淡4丁目10-2
電話番号	06-6815-8100

- (2) 歯科

医療機関の名称	神谷歯科医院
院長名又は医師名	神谷光宣
所在地	大阪市東淀川区菅原5丁目11-4
電話番号	06-6323-8967

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知器 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・消火器具 有 ・その他、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 行友伸二・操谷千恵 ・ご利用時間 8:30~16:30 ・電話番号 06-6321-0771 F A X 06-6321-0772 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 道	電話番号 06-6761-1171 一般社団法人 大阪市私立保育連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険・園児団体傷害保険
保険の内容	損害保険
保険金額	園賠償対人1名、1事故10億円・園児死亡277万円通院2000円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
0歳児	11人	11人	11人	11人	11人
1歳児	12人	12人	12人	12人	12人
2歳児	10人	12人	12人	12人	12人
3歳児	15人	13人	14人	15人	15人
4歳児	15人	13人	11人	15人	15人
5歳児	10人	14人	14人	11人	15人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	給食費の実費負担 3歳~5歳児	月額6,200円(主食費1,500円、副食費4,700円)
行事保育活動協力費	遠足、教材にかかる個人負担分、年間行事にかかる諸費用	実費徴収

※ 別途体操服などの用品、臨時的諸費用については本園の「入園のしおり」をご覧ください。

2 時間外保育に係る利用者負担

1日	1時間毎に 300円
月極	1時間延長 2,900円 2時間延長 5,900円 3時間延長 6,800円

最終時刻(19:00)を超える場合は、10分につき1000円の遅延料金加算。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。

3 行事利用者負担金（令和元年度例）

・お泊り保育 2,000円 ・芋堀遠足 2,500円 ・卒園遠足 1,700円 ・その他園外保育 300円

4 徴収金について

制度変更等により年度途中で徴収金が増設または変更される場合があります。